重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

利用者：　　様

K&Y ヘルスケア株式会社

事業者：よりそい看護ケアセンター　訪問看護事業部

１　当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事　業　所　名	よりそい看護ケアセンター　訪問看護事業部
所　　在　　地	横浜市鶴見区鶴見中央５－７－１　スタジオフラット鶴見中央1階
連　　絡　　先	０４５－７１８－５６２５
管　理　者　名	出澤　由紀子
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	１４６０１９０３０６号
サービス提供地域	鶴見区全域

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平　　日	午前９：００　～　午後５：００
土 曜 日	午前９：００　～　午後５：００
定 休 日	日・祝日（１２／３０～１／３）

(3) 職員体制

	資　格	常　勤	非常勤	計
管 理 者	看護師	1名	名	1名
看 護 師	看護師	3名	6名	9名
理学療法士	理学療法士	1名	1名	2名
作業療法士	作業療法士	0名	1名	1名

(4) 情報公開

当事業所の「事業計画」については、当社のホームページ上で閲覧することができます。

２　当事業所の連絡窓口（相談・キャンセル連絡など）

TEL ：０４５－７１８－５６２５

担 当 部 署：訪問看護事業部
担　　当　　者：栗原　美穂子
受 付 時 間：午前９：００～午後５：００
※ご不明な点はお尋ねください。

３　事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定された利用者に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅において利用者がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、利用者個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

４　利用料金

(1) 利用料金　：　料金表参照

(2) 介護保険給付対象外サービス

情報開示請求の際の利用料金は、利用者の全額負担になります。

複　写　物	１枚につき	１０円
手　数　料	１回につき	５，０００円

＊オーダーメイド看護ケアサービス（自費の看護サービス）も行っております。詳しくは、パンフレットを参照してください。(別途要契約)

(3) 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、通常の事業の実施を超えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収いたします。

(4) キャンセル料金

① ご利用日の前営業日の１７時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の１７時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の５０％

利用者のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。
キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(5) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分の利用料金を請求いたしますので、あらかじめ指定された方法でお支払いください。

５　サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
　サービスの終了を希望する日の１週間前までに、お申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
　やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。
　その場合は、終了日の１ヶ月までに、通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）
　・利用者が介護保険施設に入所した場合
　・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
　　※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
　・利用者が亡くなられた場合

④ 契約解除
　・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・利用者や家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、利用者は即座に契約を解約することができます。
　・利用者が、サービス利用料金の支払いを１ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 10 日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

・利用者が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
・利用者に、他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

６　緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、利用者に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

７　サービス内容に関する苦情

(1)　当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。

(2)　その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

K&Y ヘルスケア（株）相談窓口	ＴＥＬ：７１８－５５５１　　ＦＡＸ：７１８－５６２７
鶴見区役所（介護保険担当）	ＴＥＬ：５１０－１７７０　　ＦＡＸ：５１０－１８９７
はまふくコール	ＴＥＬ：２６３－８０８４
神奈川県国民健康保険団体連合	ＴＥＬ：３２９－３４４７　　ＦＡＸ：３２９－３４４６

【 会社の概要 】

名称・法人種別	K&Yヘルスケア株式会社
代 表 者 名	栗原　美穂子
本 社 所 在 地	横浜市鶴見区鶴見中央５－４－１０
電　　話	０４５－７１８－５５５１
業 務 の 概 要	居宅介護支援事業　訪問看護事業

【 事業内容 】

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護
併設：居宅介護支援事業部